



## 「鬼はあ〜外」 幼稚園児が豆まき

いずみ幼稚園の園児たちは、1月31日に空港公園内の県都市公園・緑化協会福島空港公園事務所が主催する鬼のお面づくりと豆まきに招待されました。

園児みんなで鬼のお面づくりをしたあと、ボランティアが扮した鬼に向かって沢山の豆を投げて、福を呼び寄せていました。

### 主な内容

- 12月定例会での条例の改正、補正予算、請願など … 2～3
- 12月定例会一般質問 …… 4～10
- 調査研究特別委員会研修 …… 10
- 両常任委員会合同行政視察研修 …… 11
- 各話題、議会のうごきなど …… 12

## 総務産業建設常任委員会 請願箇所を調査

1/22

1/23

請願や陳情が採択されており現在まで未着工になっている24箇所について、総務産業建設常任委員会（田子委員長）では、2日間にわたって現地の視察調査を行いました。

実際に現場を見てみることにしました。委員会では、調査した結果について取りまとめたものを「提言書」として1月28日に執行機関である石森村長へ提出しました。なお、今後、この件について執行機関と意見交換をしたい意向を伝えました。



▲議会を熱心に傍聴する川辺小学校の児童たち

## 川辺小6年生 村議会を傍聴

12/17

川辺小学校6年生15名が社会科の授業の一環として村議会12月定例会の一般質問を傍聴しました。

後日、児童から議会事務局に感想文が届きました。「議会は想像していた以上に緊迫していた」「議員さんと村の代表の方々は向かい合って座っていた」「議長さんは議員さんの名前を呼ぶ時に～君と言います」「ぼくも将来は議会にたずさわる仕事につきたい」などの感想がありました。



▲石森村長(右)に提言書を手渡す須藤議長(中央)と田子委員長(左)

## 議会のうごき



### 11月

- 2日 議会事務局長・職員研修会(福島市)
- 5日 広報編集委員会
- 7日 石川地方町村議会議員研修会(玉川村)
- 8日～9日 調査研究特別委員会研修(会津坂下町議会・只見町議会)
- 14日 第56回町村議会議長全国大会(東京都)
- 15日～16日 両常任委員会合同視察研修(山形県戸沢村・庄内町)
- 19日 石川地方町村議会事務局長会議(石川町)

### 12月

- 4日 第3回地方自治研究交流セミナー(石川町)
- 10日 議会運営委員会
- 14日～19日 12月定例会
- 27日 公立岩瀬病院企業団議会定例会(須賀川市)

### 1月

- 4日 新春互礼会
- 8日 年始知事懇談会(福島市)
- 13日 成人式、消防団出初式
- 18日 第4回地方自治研究交流セミナー(石川町)
- 22日～23日 総務産業建設常任委員会

庭の桜や木蓮が厳しい寒さに耐え、花ひらく春を待っています。大震災の被災地が1日も早く復興し、真の春が訪れることを願うものです。議会は、村の議事機関であり、政策の決定及び行財政が適法か、又、公平・効率的に運営されているか、批判と監視の役割りを担っています。議員は、住民全体の代弁者であり奉仕者でもあります。私たち新人議員も4月には2年目を迎えます。この1年間、定例会、臨時会、各種委員会、各種の研修会及び村が関係する多岐にわたる諸行事に参加し、村政の一端に触れ、村政への理解と視野を広げることができました。私どもは初心を忘れることなく、広く住民の悩みと声を汲み取り、村政に反映すべく日々研鑽に努め、議会において大いに議論し、玉川村の活力ある発展に尽力してまいります。

(塩澤重男)



# 玉川村議会 12月定例会

**介護保険特別会計補正予算(第2号)**

上半期の実績を踏まえ下半期分の見込みを積算して、補正するものである。

歳入歳出それぞれ127万2千円を追加し、予算総額を3億8566万5千円とするものである。

歳入の主なものは、介護給付費財政調整交付金による国庫支出金で62万2千円、それと一般会計繰入金63万円をそれぞれ増額するものである。

**玉川村一般会計補正予算(第4号)**

衆議院議員総選挙に係る経費を平成24年度玉川村一般会計補正予算(第4号)に計上して専決処分したものである。

歳入歳出それぞれ614万円を追加し、予算総額を39億6144万4千円とするものである。(起立全員)

**条例の改正**

**玉川村上水道給水条例の一部を改正する条例**

地域主権改革に基づく水道法改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準について、条例で定めるものである。(起立全員)

**先決処分の承認**

しいたけ原木の除染機 の購入費である。なお、これは生産者組合が村経由で県へ申請したものが決定されたものである。

歳入の法人税の金額が大きいのはどうか。

増額した主なものは、大手2社から約2900万円、その他50社から予定申告分の均等割額で約460万円あった。(起立全員)



趣旨を説明する請願者の車田区長(左から4人目)

**請願**

**村水道本管延長布設と消火栓設置に関する請願**

小高区長 車田幹夫

歳出の主なものは、総務費で63万円、保険給付費で64万2千円をそれぞれ増額するものである。(全員起立)

**2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願**

請願者 福島県教職員組合 中央執行 委員長 五十嵐 史郎 石川支部長 星 恵子

本会議において委員会審議結果を報告したところ、全員起立で可決採択された。

**紹介議員** 西川良英

**請願趣旨** 車田悦夫

小高字向久保の村道小18号線の沿線は住宅地としての環境が良く、今後さらに住宅が増える地域であるが、消火栓が無く不安である。安心度を高めるためにも消火栓の設置を願う。

**結果** 総務産業建設常任委員会に付託され、同委員会が審議がなされた。

本会議において委員会審議結果を報告したところ、全員起立で可決採択された。



玉川一小のミニ運動会のようす

**紹介議員** 三瓶 力

**請願趣旨** 教育予算の拡充、教職員定数の改善、また、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担割合を二分の一に還元することなどを政府関係当局に対して意見書を提出することを願う。

**審議結果** 文教厚生常任委員会に付託され、同委員会が審議がなされた。

本会議において委員会審議結果を報告したところ全員起立で可決採択された。

## あ ら ま し

玉川村議会12月定例会は、12月14日から19日までの6日間の会期で開かれました。今回の議会では、専決処分の承認1件、条例の改正1件、補正予算2件が提案され、すべて原案どおり可決されました。

また、一般質問には7名が登壇し村執行部の考えを質しました。

**玉川村一般会計補正予算(第5号)**

歳入歳出それぞれ1億2716万3千円を追加し、予算総額を40億8860万7千円とするものである。

歳入歳出の主なものは、表1のとおりである。

表1 一般会計の歳入・歳出の主なもの

単位：千円

区分	款	補正額	備考
歳入	県支出金	53,681	福島県ブランドイメージ交付金など
	財産収入	21,755	不動産売却売却、不用品売却
	地方交付税	15,000	特別交付税
歳出	諸支出金	63,795	震災復興支援事業基金など
	土木費	17,659	地方特定道路整備事業など
	総務費	15,606	地デジ難視対策支援事業補助など

**質** 固定資産税の2000万円のマイナスの原因は。 **答** 万円の評価替えが行われた。評価額が減額になったことから減った。

**質** 福島県ブランドイメージ回復支援市町村交付金の中身は。 **答** いろんなメニューがあるが、村では今のところ産業の振興のための費用として考えている。

**質** 地方特定道路整備事業費1200万円で、その



地方特定道路整備事業費で工事が始まっている現場(1.31撮影)

**質** 新たな難視対策事業費補助事業助成金の約1200万円の収入は、無線システム普及支援事業費補助として出すようだが、その中身は。 **答** 共同受信施設を設置することでの補助金である。

**質** 県支出金の林業費補助金の387万円の中身は。 **答** 場所は岩法寺のお寺の付近から東側に延長約312メートルの区間である。補正増の理由は、見積りが甘かったことと補助事業が今年度で終了となってしまったために年度内完了とするためである。

**質** 不用品売却収入とは何なのか。 **答** ふれあいセンターのりフト付きバスが老朽化のための売却費である。

**質** 土地情報システム座標補正変換業務とは何か。 **答** 東日本大震災で土地が動いたため、地図情報に関して全地域の座標を修正する必要が生じたための業務である。



渡邊 一雄 議員

Q 村民懇談会でどのような意見があったのか

A 小学校の児童数減少のあり方や大震災による災害復旧など

問 村は数年に一度、村内各地において村政懇談会を実施しているが、各地区でどのくらい出席者があったのか。また、村に対してどのような問題が投げかけられたのか。村としては、それが村政に反映されているのかを伺う。

答 私は、村政運営を誠実に公平・公正を基本理念に

村民の皆さんとの対話による暮らしやすい村づくり、話し合いによる住み良い地域づくりとして推進しています。その一環である村政懇談会は、5月30日から7月24日まで11行政区と青井沢、河平地区で13回開催しました。出席者数

は、各地区バラツキがあり、9名から多い所では33名となっており。皆さんからいただいたご意見、ご要望の中で共通している事項として、児童数減少による小学校のあり方や東日本大震災による災害復旧、原子力発電所事故に係る除染計画等でありま

す。各地区の個別案件で、村道の改修と水路の整備等の要望については、実施できるものは既に対応したものとこれから予算に計上して対応するものがあります。また、このほか多くの建設的なご意見につきましては、

問 各課から答弁をしていただきますでしたが、村民の皆様は対応について知らない方が多いと思います。村民の方に各課の対応を知らせたら良いのではないかと。

答 今回224名の方の出席をしていただきました。これからの問題について村として検討したいと思えます。

Q 仮置き場はどうなっているのか

A 青井沢地区を検討中です

問 前回、前々回と質問しておりますが、現在どのような状況になっているのか。この問題に対して、今回、私も調査研究特別委員会で津坂下町の方を視察した中で、会津でさえ部分的に高い所もあり、これからの問題であるとのことだった。村としても一日も早くこの問題を進め、安心・安全を村民の方に示す必要があると思いたい。

答 5月と9月に北須釜、山小屋区民に説明した候補地については、水源への影響など住民の方々の不安を考

慮し断念しております。その後、山小屋地区の新たな場所を候補地とし、10月に説明会を開催しましたが、反対意見があり残念ながら、まだ理解を得られておりません。そのような中で、青井沢の国有林内に候補地になり得る場所があるとの情報があったため、現地確認を行ったうえで適地であると判断し、今月4日、青井沢地区の組員に対し説明会を開催しました。現在、住民の方々と協議していただいております。仮置き場につきましては、放射性物質を保管するため、住民の方々に不安感があること、国が設置する中間貯蔵施設の具体的な設置場所が決定していないことなどの理由から、各市町村とも場所の選定に苦労しています。とは言い、除染の実施に伴い、仮置き場は必要不可欠でありますので、今後も関係機関のご協力を得ながら、一日も早い設置に向けて取り組んでまいります。

玉川村議会12月定例会

村政

ここがききたい



村の答えは?



車田悦夫 議員

Q 学校の校庭に除染は必要だったのか

A 安全基準以下だが不安払拭のため実施

問 放射線測定結果について村では250mメッシュ状態で区分して広報たまたかに発表したが、月々の数値、または新聞発表の数値と違うのはなぜか。

答 西部地区では、0.19以下と認識していたが、0.23以上の地区があるようだが、どの地域なのか。また、簡易測定器を使用しているようだが信用できるのか。

問 測定地点の相違によりバラツキがあります。0.23以上の地域は、大雷神社、中池、空港西側附近であります。

答 メッシュ状の測定については国のガイドラインに則った機器を使用したので、おおか

た正確であると認識しています。

問 除染計画について、文教厚生常任委員会では、川辺小、泉中、須釜中を訪問し、除染結果を聞いてきたが、除染前の数値は0.13~0.18であったとのこと。国の安全基準は0.23以下とされているが、除染の必要があったのか。また、除染によりグラウンドに水溜り等ができて、不便を生じているとのこと。今後、どのように対処するのか。

答 村としての安全基準値をいくつに設定しているのか。国の安全基準値以下であったが、事故前の数値が分からないため保護者や村



▲文教厚生常任委員による学校視察(昨年7月)

Q 再生可能エネルギーの導入を考えると

A 村の事業としては考えていない

問 東日本大震災以降、再生可能エネルギーが注目をあびているが、村としても再生可能エネルギーの導入を考えるとどうか。バイオ燃料としてエタノール燃料の生産事業を進めてはどうか。エタノール燃料は澱粉や炭

水の活性化のためにも事業を起す考えはあるか。

答 現在のところバイオマスエタノールは研究段階の過程にある。村の事業としては考えていない。

風力発電、太陽光発電等では一つの企業利益にしかならないが、エタノール生産事業は、原料生産者、エタノール生産に係る従業員等多くの雇用が生まれると思う。今後もあるであろう休耕地の活用にも十分活かされると思う。企業倒産、工場閉鎖など地域の雇用の場は減ってきている。

水化物などの糖類を発酵させて作るアルコールのこと。原料には、とうもろこし、イモ類、小麦、果物、ワラ、雑草、おがくず、古新聞などからもエタノールは作ることができよう。

研究段階とのことであるが、海外ではすでに利用している。村内の活性化のためにも新しい事業計画を検討していただくようお願いする。



### 鈴木忠雄議員

#### Q 堤防決壊の原因究明を

**問** 原因究明に専門家(第三者)の調査を再度要求する。

**答** 県では「今回の水害については、堤防を乗り越えて発生した越流による自然災害であると認識している」と回答しています。

**問** 「蟻の一穴」「蟻の穴から堤も崩れる」と言う諺がある。大規模な亀裂との関係が無視している。堤防の管理部署である県が責任を転嫁しているのではないのか。再度、村としての見解を。

**答** 村としてはその回答を、変える訳にはいかないが、どういう方法で、どういう方に、どの様なことをお願いしたら良いか、ありましたらご指導をお願いします。

**問** 後で、被害者と相談のうえ回答します。

#### 再発防止について

**問** 中地区の堤防が非常に低い。決壊の恐れがある。

**答** 県では「下流の国直轄区間の河川整備が終わるまで、堤防のかさ上げはできない」と説明しております。

**問** 中・竜崎地区の堤防に排水用の水門の設置はないのか。

**答** 県の説明では、竜崎地区の1号機場近くに1箇所計画しています。

**問** 水門と排水ポンプの管理用道路の設置についてはどうか。

**答** 県が竜崎地区に計画している二線堤を村としても進めて行きたいと考えています。

#### 危機管理について

**問** 洪水警報が発令されているのに、防災放送を活用せず被害を大きくしたことは否定できない事実である。

**答** 23年9月21日午後4時、災害対策本部を開催、午後5時15分防災無線により、台風の接近に伴う注意喚起をしました。午後10時20分と午後10時55分に増水のための注意喚起の放送を行い、その後、越水の恐れがあるので、対策本部から避難勧告世帯へ直接、電話で連絡をしました。

**問** 日付が変わって9月22日、午前1時30分、堤防の破堤を確認し、再度避難勧告の放送を行いました。避難所の竜崎集会所が床上浸水の恐れが出てきたため、就業改善センターに変更する旨の放送を行っております。ご指摘の防災放送を活用しなかった訳ではありません。

#### 被害調査にばらつき

**問** 東日本大震災による家屋等の被害調査にばらつきがある。なぜ、専門家(有資格者)に依頼しなかったのか。

**答** 調査の実施に関しては、内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」に調査方法及び判定方法が示されており、この基準に基づき各市町村が実施することになっております。専門的な資格等がなければできないものではないため、昨年の震災の際には職員が対応しました。

**問** 専門家(有資格者)が調査判定すれば被害者は納得できると思うのだが。

**答** その後で専門家に委託したが要請がありませんでした。

**問** 東日本大震災で半壊の家屋を取り壊しても全壊にならないのはどういふことか。

**答** 今回の震災は未曾有の大きな他市町村では被害家屋の倒壊という危険性を避けるために職員が被害調査を行う前に取り壊した家屋も多く、調査判定が出来なかった事例があると聞いており、本村に

きがある。なぜ、専門家(有資格者)に依頼しなかったのか。

**問** 調査の実施に関しては、内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」に調査方法及び判定方法が示されており、この基準に基づき各市町村が実施することになっております。専門的な資格等がなければできないものではないため、昨年の震災の際には職員が対応しました。

**問** 調査判定すれば被害者は納得できると思うのだが。

**答** その後で専門家に委託したが要請がありませんでした。

**問** 東日本大震災で半壊の家屋を取り壊しても全壊にならないのはどういふことか。

**答** 今回の震災は未曾有の大きな他市町村では被害家屋の倒壊という危険性を避けるために職員が被害調査を行う前に取り壊した家屋も多く、調査判定が出来なかった事例があると聞いており、本村に

#### 三ツ池が決壊の恐れ

**問** 三ツ池の土手(堤)が浸食されて浸水している。下流には家屋等があり大雨による重大な被害が心配される。

**答** 村では、三ツ池については堤体の水際部が侵食されていたり、洪水吐は排水の痕跡が無いなどを把握しており、来年1月に県による調査を実施する予定です。その結果、対策が必要になった場合は竜崎区と相談することとなります。



### 塩澤重男議員

#### Q 八木地内村道南144号線の道路舗装について

#### A 村の財政状況を見ながら対応

**問** ①村としての取り組み状況は。

**答** ①具体的な舗装事業を計画するまでには至っていないが、一部区間は地区民により現道舗装が実施された。②社会資本整備総合交付金事業と農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業がある。③実施の予定はたっていないが、村の財政状況を見ながら対応したい。

④行政区長から議員の紹介に

より請願書が提出され、受理後、議会において審議され採択となっている。その決定を尊重する。

**問** 建設業の活性化と雇用の確保からも順次整備すべき。

**答** 極力年次計画で緊急性・必要性・生活道路に必要なものには対応していく。

#### Q わくわくらんどたまかの利用者数は

**答** ①1カ月の利用者数は

②村内利用者数、村外利用者数、利用割合は。

③年間6万人の計画は達成可能か。  
④自己財源1220万円支出、費用対効果は。  
⑤現時点で問題の有無。



▲「わくわくらんどたまか」のようす

**問** 赤字の場合は。

**答** 精算の段階には村持ち出しも考えられる。

#### Q 平成23年度雑入の未収金について

#### A 6名分の償還金未収分

**問** 平成23年度一般会計で雑入の未収金が3780

2958人、村内16・8%。  
③年間見込み4万2千人。1カ月経過したのみなので確認することは難しい。  
④設置目的は親子のストレス解消と子供の体力向上にある。  
⑤問題は発生していない。

**問** 赤字の場合は。

**答** 精算の段階には村持ち出しも考えられる。

**問** 高額な金額。項目がなぜ雑入なのか。単独の項目で処理すべきと考えるが。

**答** 収入があっても事業ではないので該当する項目がない。

#### Q 繰越明許費について

#### A 事業完了にむけ着手

**問** ①平成23年度一般会計で7つの款、8つの項で

万4782円もありました。  
①収入未済について、その原因は何か。  
②24年度でなぜ入金はないのか。  
③3月までに全額入るのか。  
④督促の状況はどうか。  
⑤不納欠損の恐れはないのか。

**答** ①阿武隈中部第2区事業償還金過年度6名分の償還金未収分である。  
②12月までに57万円が入金済。  
③全額納入は難しい。  
④全員に出している。うち1名が全額納入で1名は分割納入。  
⑤不納欠損については、現在検討中。

**問** 高額な金額。項目がなぜ雑入なのか。単独の項目で処理すべきと考えるが。

**答** 収入があっても事業ではないので該当する項目がない。

**問** 繰越明許費について

**答** これから執行する事業で請負額の差額は不用額となる。



小林徳清議員

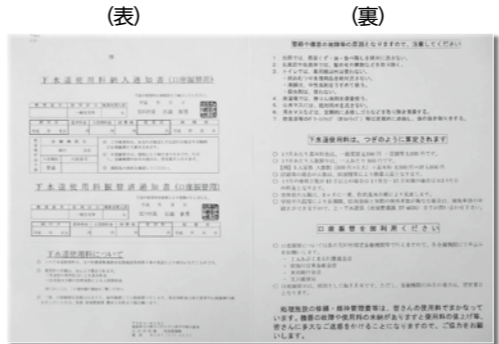
Q 下水道使用料通知書の改善について

A 「3カ月ごとの通知」にできないか検討する

問 6月定例会一般質問における下水道使用料通知書について、一部条例改正の

提言に対して、担当課長から調査研究をするとの答弁を得ました。6ヶ月の時を経て、どのように進展しているのか、状況を伺う。

答 現在、農業集落排水使用料納入通知書について、毎月送付しているところを、世帯員数の調査実施時期に合わせ「3カ月ごとの通知」に出来ないか検討をしているところですが、経費削減のための提言であり、村としても更に検討をしていきますので、ご理解を賜りたいと思います。



下水道使用料の通知書

Q 村税の滞納について

A 徴収事務の外部委託も検討する

問 先の定例会において税及び使用料の滞納について執行機関の姿勢を質問した

が、今回は、村税についてのみ伺う。23年度事業報告書村税、7億4546万6472円、構成比17・2%に対し、5876万7千円(7・88%)の滞納と不納欠損額674万1千円(11・5%)報告された。財政運営で公平な住民サービス、公共インフラ整備に支障をきたすことのないよう、税の徴収に努めていただきたいと思質問する。まず、収納率目標を立てるべきと思うが村長の考えを伺う。

答 目標を設定することは非常に大切であると認識しており、今後は税目ごとに具体的な収納率の目標を設定し、取組んでまいりたいと考えています。

問 今年度については、少なくとも前年度の収納率を上回ることを目標とし、鋭意取り組んでいるところであり

ます。強制執行、強制徴収を法律に則り実施すべきと思うが。

答 法律に基づいて強制執行することは当然であると考えており、今後も可能な限りの努力をし、滞納額の削減に取り組んでまいります。

問 滞納徴収を外部委託すべきと思うが、どうか。

答 今後、収納率の更なる向上を図る上で、徴収事務の外部委託も1つに方法であると考えており検討してまいりたいと思質問する。

問 不納欠損処分に至った事情を聞かせていただきたい。

答 平成23年度末において納税されることなく5年以上経過したために時効が成立したもののについて、やむを得ず処分したものであります。

Q 沿道植え込み花への水やりについて

A 来年度は総合的に判断しながら検討します

問 今年の異常な暑さと渇水によりサルビア等の植え込み花が日陰の部分以外は大方、枯死してしまつた。農業用水不足、節水を呼び掛けている中で水の確保は大変苦労すると思うが、池や川からの取水で何回かの水やりは出来なかつたのか。また、来年以降渇水時の水やりを実施する考えはあるのか伺う。

答 池や川からの取水については、農業用灌漑用水としての利用はもとより、有事の際の利用や、他の地域でも利用されており、こうした状況を勘案し、協力していただいている団体の皆さんのご苦勞を考えると、生活の最優先と考え、水やりを見合わせたところであり、来年度以降については、気象状況や花の生育状況等を踏まえて総合的に判断しながら検討してまいりたいと考えております。



大和田 宏議員

Q 平成25年度予算編成の基本方針について

A 5つの柱を基本とし、地域の特色を活かす

問 平成25年度の予算編成に当たり、次の2点について伺う。

① 年度の基本方針は何か。② その基本方針により重要な施策は何か。

答 「第5次玉川村振興計画」で目指す将来像「未来につながる村づくり、元氣な「たまかわ」となれるよう取組んで参ります。予算編成の基本方針は、①「豊かな人間性、郷土を愛する心を育む村づくり」。②「共に支えあい生き生きと暮らせる村づくり」。③「環境にやさしく快適で安心して暮らせる村づくり」。

④ 「魅力的で活力に満ちた村づくり」。⑤ 「人の交流により、人と地域が輝き、時代の変化に的確に対応できる村づくり」。以上5項目を柱とし、創意と工夫により、地域の特色を活かした地域づくりを推進して参ります。

問 「健康の駅」について具体的内容は。

答 健康の維持管理や保持増進のために、住民が集まれる拠点施設であります。工場誘致にどう積極的に取組むのか。

答 立地条件の良い環境にある工業団地であるので、雇用の確保を図って参ります。

Q 四辻水源地の揚水検査の状況と今後の上水道の方向性について

A 検査結果を見ながら、

既存の水源や施設維持管理を踏まえ、石川町と協議をしながら検討する。

問 次の4点について伺う。

① 揚水検査の状況はどうか。② 当初の計画と比較して大幅な見直しがあるのか。③ 24年度中に水源地活用計画を策定することになっているが、どう話し合われたのか。④ 村における上水道事業の方向性をどう考えていくのか。いつまで決断するのか。

答 揚水試験の実施状況は、1日当たり310㎡～390㎡の間の水量であり、水質は浄化施設を設ければ問題ありません。次に、当初計画と比較しますと、半分以下の数値となっており、この数値を基とした計画を検討することになります。次に活用計画についての検討については、検査の結果を踏まえて、次年度において計画を策定します。次に、今後の方向性については、未供給区域の解消や既存の水

Q イノシシによる被害状況と対策について

A 鳥獣被害対策協議会を設立し取り組んで行きたい

問 イノシシによる被害が出ており、次の5点について伺う。① イノシシによる被害の状況はどうか。② 村内でわなの資格をもっている方は何人いるのか。③ 被害の届があった場合、どのように対応しているのか。④ 捕獲に当たっては、どのような組織の中で動いているのか。⑤ 今後有資格者の確保をはじめ、捕獲の活動をしやすいように、支援等は考えているか。

答 被害に状況は、かぼちゃ・トウモロコシ等に出ています。また、わなの資格所有者は3名です。次に、対応については、有害鳥獣捕獲隊員に協力依頼をし、その組織で動いて頂いております。

Q 家畜市場の統合による影響とその対策について

A 具体的な内容について説明を受け、検討したい

問 田畑の土手草を牛に与えられない現状の中で、飼料についてどう対応しているのか。

答 土手草は県より摂取しないよう指導を受けている。飼料作物は、県の指導により栽培して使用している。

問 家畜市場統合により本市までの輸送費がかさむので助成を考えているのか。

答 市場統合については、具体的な説明を受けていないので今後、説明があったあとで検討したい。

常任委員会合同行政視察研修

～山形県～

生涯学習  
風力発電

戸沢村  
庄内町

を研修



▲戸沢村での研修のようす

戸沢村教育委員会から「元気なひとづくり、村づくり」をテーマに研修を受けました。戸沢村では、子どもたちを地域の人たちが協力して育む

「共育」「幸齢者」と呼びます

総務産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会が合同で行政視察研修を行いました。11月15、16日の日程で山形県戸沢村と庄内町を訪問して、生涯学習、風力発電及び税滞納処分の状況を研修して来ました。

活動「共育」を学びました。村では、この「共育」というフレーズが常用化されており、村行政機関も「共育課」という名称を使用しています。各行政区毎に活動計画があつて、それぞれユニークな活動が紹介されました。また、高齢者も「幸齢者」と呼んで、楽しく幸せなお年寄りの活動をサポートする活動が展開されていました。戸沢村は、国民健康保険制度発祥の地として有名であり、共に助けあう互助精神が息づいていることからこのような事業が根付いて来ていると担当者は話していました。

庄内町立川地区は、全国でも有数の強風地帯（日本三大悪風「清川だし」）で、この特性を活かして町おこしをするため約20年前から本格的な「風力発電」の設置に取り組んでいます。設置者は、町のほか民間、第三セクターと連携して整備し、現在11基（3基は、休止中）、出力6500kwとなっています。風車の設置場所は、田園地帯の真つ只中の平野部で、近隣住宅地からも一望できるところに設置されています。住民からの苦情があるのか尋ねたところ「風車のギアに付ける潤滑油が漏れて稲穂に降りかかったことがあつたが、特に害は無いが、町で全て補償した。騒音問題などは無い。」とのことでした。税の滞納処分については、「町税等滞納削減」のために第1次アクションプラン5カ年計

画を平成18年度作成して、町税現年分収納率98・39%（目標98%）を達成しました。本年度から第2次アクションプラン5カ年計画がスタートし、納付督促促進活動の強化として、「電話催告強化」の設定や「徴収業務の強化」などの取組みが行われています。特に「徴収業務の強化」では、動産のネットオークションでの公売の実施、滞納者への訪問徴収は費用対効果が小さいことから廃止された（自主納税が基本）ことが説明されました。



▲田園地帯に立つ風車(庄内町)



飯島三郎議員

Q 敬老祝金を商品券に変更できないか

A 村内商店活性化のため村商工会と協議検討いたします

問 毎年行われている敬老会で敬老祝金を贈っていますが、現金に変えて、村内で使える商品券に変えることが出来ないか。最近、村内の商店の売り上げも減少している。1人でも多く村内の店を利用できるように現金ではなく、商品券を贈ることにより村内商店の活性化につながるのではないだろうか。答 平成24年度の村敬老会は9月15日にたまかわ文化体育館で開催し、1031名の方にご案内を差し上げました。そして祝金として75歳から79歳375名に1人

3000円で112万5千円。80歳以上656名に1人5000円で328万円。祝金の総額440万5千円を贈呈しております。議員が言うように村内商店の疲弊が心配されるところでございます。お尋ねいただきましたように来年度から現金では無く村内商店で使える商品券を贈ること村内の商店の活性化を図れるように村商工会と協議しながら検討してまいりたいと思います。

調査研究特別委員会

議会基本条例(会津坂下町) 通年議会(只見町) を研修

議会改革を目的として昨年設置された調査研究特別委員会では、11月8、9日と「議会基本条例」が制定されている会津坂下町議会と「通年議会」を実施している只見町議会を研修しました。



▲会津坂下町議会での研修のようす

制定までの経過が大事

会津坂下町議会では、議

会運営委員の皆さんに対応をしていたら、議会基本条例制定までについて指導をいただきました。平成19年7月から始まり条例制定された平成23年9月までの4年間に特別委員会を14回、小委員会を17回開催していました。



▲只見町議会での研修のようす

齋藤議長さんは「この条例があるかどうかの問題ではないと思う。制定するまでの経過と自ら作り上げた条例が、議員個々の戒めとか、誇りになっている」と話していました。

定例会・臨時会が無い 一年中議会です

議会は、通常、定例会・臨時会とした会期制を取っていますが、只見町議会では、一

年中議会という「通年議会」を取り入れています。研修では、議会運営委員の皆さんから本委員会が事前に送付しておいた質問書に添えていただく形式で進められました。通年議会は、様々な問題がありますが、この制度はあくまでも議会の仕組み・方法の違いであつて、昨年9月に地方自治法改正による「通年会期」と併せての検討が必要と感じられました。